

綾部市ものづくり企業振興補助金

産業の振興を図るため、新製品開発、販路開拓、設備導入、災害復旧に資する事業を行う市内のものづくり企業に対して、補助金を交付します

▼補助対象事業

事業名	補助対象経費 (※消費税及び地方消費税相当額を除く)	補助率	補助限度額
試験機器利用 支援事業	京都府中小企業技術センターの機械器具貸付料及び依頼試験手数料	1 / 2	20万円／年
販路拡大 支援事業	新規市場開拓や販路拡大に必要な展示会等への出展に要する展示小間料、出展負担金等の経費	1 / 2	10万円／年
設備導入 支援事業	生産性向上など、事業継続に必要な生産設備のうち、次に定める設備等の取得合計額（取得合計額が100万円以上であること。） ① 建物（工場及び倉庫に限る。）及びその附属設備 ② 機械及び装置 ③ 車両及び運搬具（自動車を除く。） ④ 工具、器具及び備品 ※固定資産税の課税免除及び固定資産税の課税標準の特例を受ける設備等は対象外です。税の特例等を受けた設備で補助金交付を受けた場合は、補助金返還の対象となります。	中小企業者 1 / 2 小規模企業 2 / 3	100万円／年
生産設備リース 導入支援事業	生産性向上など、事業継続に必要な生産設備（条件あり）のリース契約の額（生産設備以外の経費を除き、500万円以上であること。）	長期プライムレート 2.60%	50万円／年
災害復旧 支援事業	工場等の災害復旧に要した経費	10 / 10	100万円

【裏面をご確認ください】

▼対 象 企 業

- 市内に工場が所在する ものづくり企業
(日本標準産業分類に掲げる 製造業 を営む会社及び個人)
- 市税に滞納がない企業

▼補助金の額

- 補助対象事業ごとに交付します
- 補助対象経費は、国又は京都府等からの補助金等の経費対象経費は除きます
- 補助対象経費に消費税及び地方消費税相当額は含まないものとします
- 補助対象経費に補助率を乗じて得た額を交付します（1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとします）

▼補助対象事業の期間

令和8年1月1日 から **同年12月31日** の間に行われたもの

▼申請書等の提出期限

令和9年1月8日（金） までにご提出ください

※予算の上限に達した場合は、受付を終了します

▼提出書類

- 綾部市ものづくり企業振興補助金交付申請書（様式第1号）
- 交付申請額の内訳が分かる書類
- 領収書等の補助対象経費の額を証する書類及び写真
- 事業概要書（様式別記）

▼問い合わせ先・提出先

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市農林商工部 商工労政課 工業・雇用促進担当

電 話：0773-42-4264 メール：syokorosei@city.ayabe.lg.jp

▼綾部市ホームページ

～・お手続きの方法等の詳細や申請書等のダウンロードは
綾部市のホームページをご覧ください・～

<https://www.city.ayabe.lg.jp/0000003133.html>

